

地域協議会の位置づけ、開催目的

1. 淀川河川公園基本計画の改定

<淀川河川公園基本計画 改定のポイント>

1. 改定の背景

- ・ S 5 4 年の改訂以来 3 0 年近くが経過。
- ・ その間、以下のような状況の変化があり、基本計画の改定が必要となった。
 - 1) 環境保全への関心の高まり、河川法に「河川環境の整備と保全」が追加といった社会情勢の変化
 - 2) 河川整備や公園整備による淀川の生物の生息・生育環境の劣化といった自然環境の変化
 - 3) 健康づくりや文化活動、自然とのふれあい、防災等といった多様な役割といった利用面での変化

2. 基本方針

- ・ 河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産
- ・ 淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にした公園とする
- ・ 自然環境や人との関わりを次世代に引き継ぐ

3. 淀川の自然環境の保全・再生の取り組み

- ・ 改訂計画では、河川の横断及び縦断方向に、自然環境が連続し、生態系ネットワークが保全・再生されるように河川形状の修復を図るとした。

4. 淀川らしい利用

- ・ 自然環境を次世代に引き継ぐことを念頭に、自然環境の保全と利用との調和を図る。
- ・ 水辺の風景が楽しめるよう、散策・サイクリング等で淀川全体をつなぎつつ、周辺のまちづくりとも連携し、まちと淀川をつなぐ取り組みを実施。
- ・ 水辺の景観を楽しめる場をつくるとともに、歴史・文化資源を活かす。
- ・ サービスセンターは、運動施設の利用案内機能だけでなく、休憩、飲食、展望、自然環境学習の場等として位置づけ、既設の 4 箇所、さらに構想として 4 箇所追加。

5. ゾーニング計画を新たに定める

- ・ 当初の基本計画で不連続状に設定されていた地区区分を改め、淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続するよう、以下の 3 つのゾーニングを設定。
- ・ 地形形状などが緩やかに移行するよう多目的ゾーンと他のゾーンが接する部分には緩衝帯を確保。

1) 自然環境保全・再生ゾーン (273ha : 22%)

干潟や砂州等の淀川特有の自然環境の保全・再生を優先、人の立ち入りを抑制するゾーン

2) 水辺環境保全・再生ゾーン (569ha : 47%)

河川敷の切り下げなどの河川形状の修復の取り組みにより、水陸移行帯等を保全・再生することで、生態系のネットワーク化を図り、自然環境の特性を損なわない中での散策や観察など自然と触れ合う公園利用を行うゾーン。

3) 多目的利用ゾーン (374ha : 31%)

世代を問わず多様な利用者が、安全かつ快適に楽しむゾーン

- ・ 3 ゾーンの合計は 1, 216ha、水辺等の編入により、現行計画に比べ、約 250ha の増。
- ・ 自然環境や社会動向、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ適宜見直す。

6. 管理運営

- ・ 自然環境の保全・再生状況や利用状況を調査分析し、整備・管理運営に反映。
- ・ 淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラム等を実施。

7. 多様な主体の参加と連携

- ・ 地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるため、多様な主体からなる地域協議会（仮称）をブロック毎に設置。公園計画の検討、整備及び管理運営に反映。
- ・ また、淀川全体の基本計画やゾーニング計画などの点検を行う全体協議会を設置し、多様な主体と連携を図る。

8. 計画の対象

- ・ おおむね 2 0 ~ 3 0 年間。
- ・ 対象区域は、淀川本川の三川合流部付近から河口までの間。

淀川河川公園 基本計画改定の概要

1. 改定の背景

- 昭和54年の改訂から30年近くが経過し、その間に、
- 1) 環境保全への関心の高まり、河川法に「河川環境の整備と保全」が追加といった社会情勢の変化
 - 2) 河川整備や公園整備による淀川の生物の生息・生育環境の劣化といった自然環境の変化
 - 3) 健康づくりや文化活動、自然とのふれあい、防災等といった多様な役割といった利用面での変化などの状況の変化があったことから、基本計画の改定を行いました。

2. 新しい基本方針

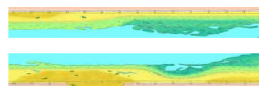
- ・河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園とする
- ・淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐ
- ・多様な主体の参加と連携のもと、すべての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる河川公園とする



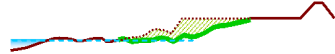
3. 整備方針：これからの淀川河川公園は、以下の方針で公園づくりをすすめていきます

(1) ゾーニング計画を新たに定めました

これまで河川敷を分断するように設定されていた地区区分を改め、淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続するように新たにゾーニングを設定しました。(詳しくは裏面へ)



(模式平面図)



(模式横断面図)

(2) 淀川の自然環境の保全・再生に取り組みます

改定計画では、河川の横断及び縦断方向に、自然環境が連続し、生態系のネットワークが保全・再生されるよう河川形状の修復を図っていきます。



(芥川地区)



(ワンド、たまりの整備イメージ)

(3) 淀川らしい利用を図ります

自然環境を次世代に引き継ぐことを念頭に、自然環境の保全・再生と利用との調和を図ります。

水辺の風景が楽しめるよう、散歩・サイクリング等で淀川全体をつなぎつつ、周辺のまちづくりとも連携し、まちと淀川をつなぐ取り組みを実施します。



(サイクリング)



(淀川らしい水辺の景観)

(4) 淀川にまつわる歴史・文化資源を活かします

渡しや舟運、旧毛馬閘門、三川合流部など、淀川にまつわる歴史・文化に関する資源を活かします。



(淀川の歴史：旧毛馬第一閘門)



(三川合流部)

4. 管理運営方針：これからの淀川河川公園は、以下の方針で公園の管理・運営をすすめていきます

(1) 自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行います

自然環境の保全・再生状況や利用状況を調査分析し、整備・管理運営に反映します。



水際の再生を試行した箇所
(三島江地区)

(2) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やします

淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラム等を実施します。

(3) 多様な主体の参加と連携を図ります

地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるため、多様な主体からなる地域協議会(仮称)をブロック毎に設置し、その意見を公園計画の検討、整備及び管理運営に反映します。

また、淀川全体の基本計画やゾーニング計画などの点検を行う全体協議会を設置し、多様な主体と連携を図ります。



(淀川の自然環境)



市民マーチングバンドの練習風景

～ゾーニング計画～

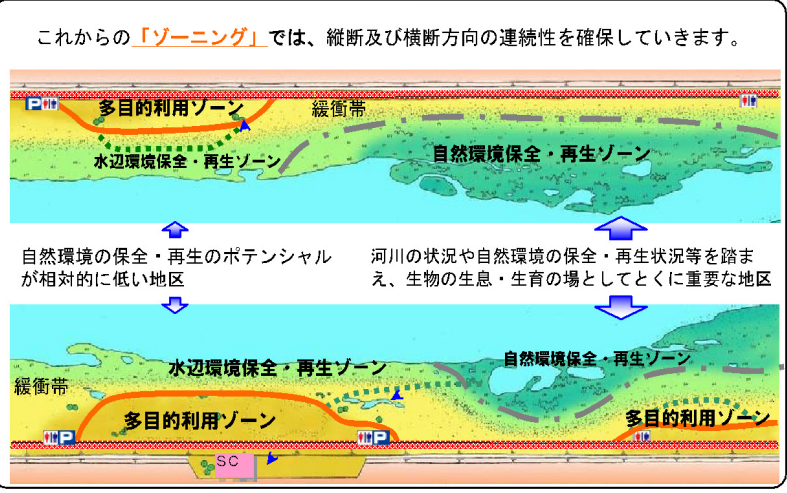
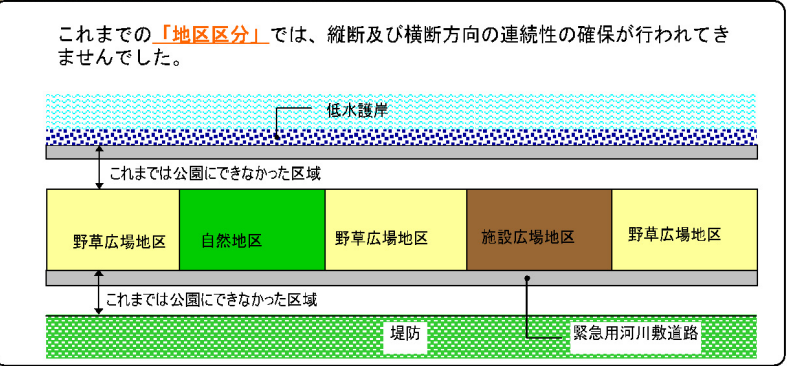
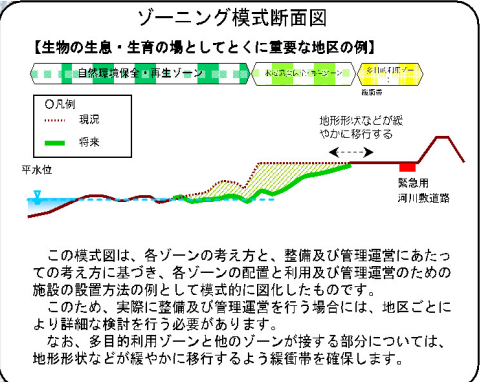
- これまでの基本計画では河川敷を分断するように設定されていた地区区分を改めて、淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続するように、新しく3つのゾーニング（地域区分）を設定しました。
- 地形形状などが緩やかに移行するよう多目的ゾーンと他のゾーンが接する部分には緩衝帯を確保していきます。
- 3ゾーンの合計は1,216haで、水際などを取り入れることにより、これまでの計画（約962ha）に比べ、約250haの増えました。ゾーニング計画は、淀川の自然の変化、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ適宜見直していきます。

①自然環境保全・再生ゾーン（273ha:22%）
干潟や砂州等の淀川特有の自然環境の保全・再生を優先し、人の立ち入りを抑制するゾーン

②水辺環境保全・再生ゾーン（569ha:47%）
河川敷の切り下げなど河川形状の修復の取り組みにより、水陸移行帯等を保全・再生することで、生態系のネットワーク化を図り、自然環境の特性を損なわない中で散策や観察など自然と触れ合う公園利用を行うゾーン

③多目的利用ゾーン（374ha:31%）
世代を問わず多様な利用者が、安全かつ快適に楽しむゾーン

- サービスセンター、レストセンター（既存）
- ☼ サービスセンター（将来構想）



2. 淀川河川公園地域協議会の概要

■地域協議会設置趣旨

淀川河川公園は、広大で自然豊かな淀川に広がる河川公園として、昭和47年（1972）の一部開園以来、平成22年（2010）4月現在で225.7haが開園し、近年では年間約572万人（平成23年度）の方が利用されている。

本公園には、淀川河川公園全体の整備や管理運営について定めた「淀川河川公園基本計画」があるが、近年の社会情勢や淀川の自然環境、利用の動向など、淀川河川公園をめぐる状況の変化を踏まえ、平成16年（2004）7月より淀川河川公園基本計画改定委員会において公園計画の改定について検討が重ねられ、一般利用者等からも広く意見を聴取し、平成20年8月に「淀川河川公園基本計画」を改定した。

「淀川河川公園基本計画」では、おおむね20～30年を計画年次とし、「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産」、「淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園とする」、「自然環境や人との関わりを次世代に引き継ぐ」の3つを基本方針とし、「河川形状の修復を図る等、“淀川の自然環境の保全・再生の取り組み”」、「淀川らしい利用」、「淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続する“3つのゾーニングの設定”」及び「歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラム等を実施等の“管理運営”」の方向性を定めている。

また、これらの検討にあたっては、地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるため、多様な主体からなる地域協議会をブロック毎に設置し、公園計画の検討、整備及び管理運営に反映するとともに、淀川全体の基本計画やゾーニング計画などの点検を行う全体協議会を設置し、多様な主体と連携を図ることとなっている。

これらの趣旨に基づき、中流左岸域（大阪府枚方市、寝屋川市及び守口市域（大日・佐太西地区））における淀川河川公園の方針や計画内容、ゾーニング計画の実現に向けた整備及び管理運営を実施するにあたり、流域住民、関係行政機関、公園管理者等が一体となって助言及び意見を行う「淀川河川公園中流左岸域地域協議会」を設置するものである。

■参考：淀川河川公園基本計画抜粋

(3) 多様な主体の参加と連携を図るための仕組みづくり

整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体等淀川河川公園に関わる多様な主体の参加を求め、相互の信頼関係に基づいた連携を図る。

この一環として、地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるとともに、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を反映するため、多様な主体からなる開かれた地域協議会（仮称）を設置し、地区ごとの特性に応じた計画の検討や整備及び管理運営を行うための協議を行う。

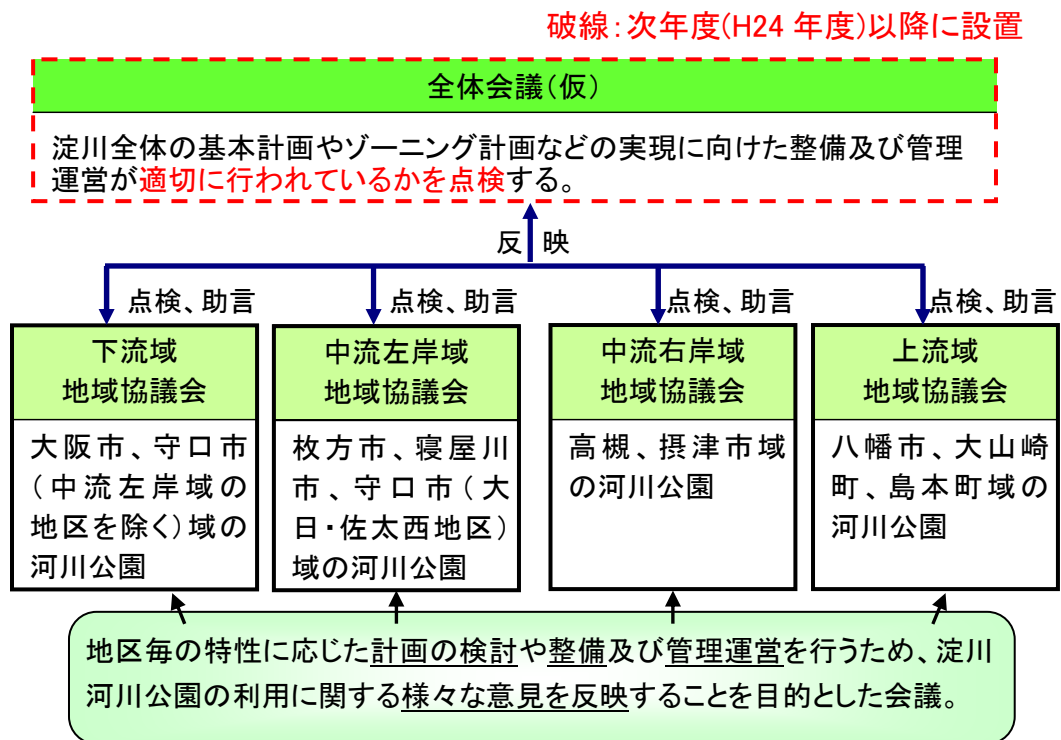
また、本基本計画の方針や計画内容、ゾーニング計画などの実現に向けた整備及び管理運営が適切に行われているかどうかの点検を行うため、地域協議会（仮称）の代表、学識経験者、管理者などからなる全体協議会（仮称）を設置する。

■中流左岸地域協議会の位置づけ等

1) 中流左岸地域協議会の位置づけ

本協議会は、淀川全体の整備及び管理運営状況を点検する「全体会議（仮称）」の中流左岸域（枚方市、寝屋川市及び守口市域（佐太西・大日地区））における地域協議会として設置されるものです。

多様な方々からの意見を反映して検討した計画、整備及び管理運営について「全体会議（仮称）」へ反映するとともに、点検や助言を受けながら会議を運営していきます。



図：地域協議会の位置づけ

2) 中流左岸地域協議会の進め方

本協議会の検討対象は、枚方市、寝屋川市、守口市（大日、佐太西地区）域の淀川河川公園区域において供用を開始している12地区です。

今後およそ5年程度を目途として、整備・再整備を実施することが見込まれる地区について計画の検討や整備及び管理運営について多様な主体による協議を行います。

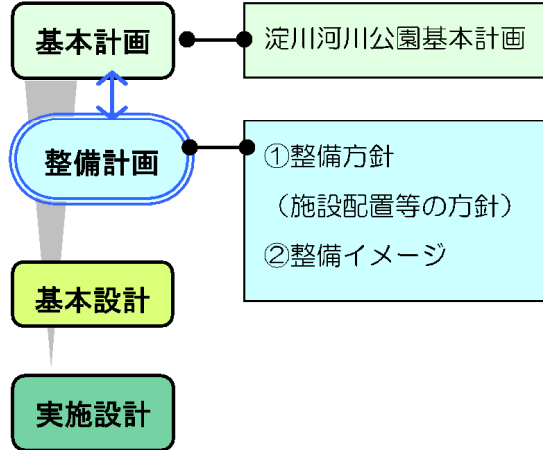
検討方法としては、全体的な方針・方向性については、「中流左岸地域協議会」において議論を行い、地域に密着したより具体的な検討が必要とされる場合は、利用者・利用団体、地元自治会等様々な意見をより反映できるよう各地区の関係者による「地区会議」を設置できることとします。

■ 地域協議会の概要

地域協議会での議論の対象

淀川河川公園では、「基本計画」策定後、公園として整備する区域をいくつかの地区に分割し、地区毎に「整備計画」を策定し、各地区が担う機能や整備方針・整備内容を検討の上、「基本設計」「実施設計」を実施する方法を採用しています。

地域協議会では、この整備計画段階において、地区ごとの特性に応じた計画の検討や整備及び管理運営に行うための協議を行っていくこととします。



整備計画の目的と検討方針

整備計画は、基本計画の趣旨に基づき、各地域及び各地区の特性を活かしつつ、「**自然環境の保全・再生**」と、「**淀川らしい利用の推進**」を図ることを目的とし、次の3つの方針から検討を進めます。

ゾーニング計画の実現に向けた検討

基本計画で定められたゾーニング計画（3つのゾーニング区分）を踏まえ、各地域及び各地区の現状を把握し、各ゾーニング区分に応じた公園のあるべき姿の実現に向け、検討を実施する。



淀川らしい利用の実現に向けた検討

自然環境と利用との調和、水への親しみ、淀川全体・川とまちとの連続性、景観・歴史など淀川らしい利用の実現に向け、検討を実施する。



多様な主体の参加と連携

整備及び管理運営において、淀川河川公園に関わる多様な主体の参加を求め、連携を図る。

その一環として、計画段階においても、地域協議会を開催し、多様な意見を聴き、反映させる。

